

スイス、ベルギーの大学入学制度

研究開発部試験制度研究部門 池 田 輝 政
研究開発部試験制度研究部門 平 直 樹

はじめに

平成5年の9月に文部省海外学術調査(研究代表者 坂元 昂 大学入試センター副所長)で私たちが訪問したのは、旅行日程順に言えば、スイス、ベルギー、フランスの3カ国であった。ウィークエンドの移動日を除きいずれの国も正味3日間ほどの調査日程で、正に駆け足の調査旅行であった。しかし短期間ではあったが、現地で直接に見聞することの効果はかなり大きいことを改めて認識した次第である。ここでの報告は、この調査の過程で得られた資料と情報に基づき、日本でこれまであまり紹介をされる機会がなかったスイスとベルギーについての大学入学の制度について特徴を描いてみたい。

1 オープン・アドミッションの制度

ヨーロッパの国々の大学入学はドイツ連邦のギムナジウム卒業修了書(アビトゥア)、フランスのリセ卒業修了証(バカロレア)に代表されるように、後期中等教育課程の普通教育修了資格

が基本的な要件となっている。日本ではこれは資格試験による入学者選抜として周知されている。

今回のスイスやベルギーを含めた調査の知見としては、ヨーロッパ的な特徴をより一般的に伝えるには『資格試験の制度』というよりは『オープン・アドミッションの制度』と言い換えたほうがよいと思う。そのほうがその国の関係者の見方を尊重することにもなる。またそれと異なる特徴がヨーロッパのなかに存在するのか、という興味も生まれてくる。

例えば、資格試験の制度を採用している点でヨーロッパ的だと理解されてきたイギリスは、オープン・アドミッションの制度という視点からはヨーロッパ的ではないということになる。むしろ日本やアメリカ合衆国のようにセレクトティブ・アドミッションの制度に分類されるということになる。

ではオープン・アドミッションの制度とは何か。それは原則的には、中等普通教育の修了証を持つ生徒は志望す

る大学の専門分野に自由に受入れられるべきであるというポリシーである。端的に言えば、中等教育修了証書が大学に自由に入ることのできる『入場チケット』であるという考えである。もちろん、これを入手するには初等・中等教育において進級、進路指導、あるいは卒業試験などによる厳しい教育的淘汰が機能することが前提となっている。

すでにドイツでは『入学制限』(ヌメルス・クラウサス)を採用し、医学などの特定の分野ではオープン・アドミッションの原則が制限されてきているし、フランスでも実態としてドイツと似た状況にある。これらの国に比較すると、スイスとベルギーは現実には問題点を抱えながらもまだオープン・アドミッションへの原則に強いこだわりを示している国であるといえる。

2 スイスの場合

スイス連邦は人口が約670万人(1990年)の小さな国である。地方自治のお手本としてつとに有名であるが、話される言語も多言語である。日常の生活用語として認められた国語(連邦語)は4言語からなる。各言語を話す住民の比率はドイツ語が65%と圧倒的に多く、フランス語は18%、イタリア語12%、ロマンシュ語はわずか1%程度にすぎない。ロマンシュ語は少数言語の

ため連邦政府の公用語としては認められていない。この他、連邦を構成する各州(カントン)によってはこの4言語のいくつかを更に州語として指定している。

教育の制度に関する権限(教育関係法規や学習指導要領の制定など)は基本的には連邦にではなく各州にある。言語・文化の多様性を反映して就学年齢、教育年限、学校の呼称など日本のような統一性はない。さらに学校の組織・運営に関しては、義務教育レベルの初等・中等学校は各市町村(コミューン)、後期中等学校や高等教育は各州が担当している。

高等教育は大きくは大学(ユニバーシティ)と非大学(ノン・ユニバーシティ)に構造化されている。『非大学』とはおもしろい呼称である。最初にこの文字を目にしたときは差別的で露骨な分類のように思えて、いささか抵抗感を持った。それは別にしても、非大学とは長期課程(4~6年)の専門職教育コースと短期課程(2~3年)の職業専門教育コースからなる。そこで学ぶ学生は約5万人(1989年)である。

高等教育機関の中では大学が中心に位置するが、その数は連邦工科大2校、州立大7校、私立大2校の11校しかない。そこで学ぶ学生は1989年では約8万3千人である。話しはそれるが、日本の4年制大学は500校近くある。ス

イスの高等教育制度の構造に照らすと、その4～5割は職業における応用研究を目的とする非大学の長期課程のタイプに分類されるのではないかという印象を持った。

大学への入学はオープン・アドミSSIONの原則に基づいて、普通教育の後期中等教育課程の修了証であるマツーラ(Matura)を取得すれば、どの大学のどの専門分野でも受け入れられることになっている。

マツーラの取得要件は連邦レベルで定められているが、マツーラによって証明される能力は、大学入学に必要な『基礎的知識を確実に理解したこと』であり、『専門的知識を十分に習得したこと』ではないと明示されている。マツーラを取得するには、最低12年の教育年限が必要だが、一般的には7歳から始まる9年間の義務教育を修了し、その後に普通教育の後期中等教育課程である州立ギムナジウム(ドイツ語圏以外ではコレージュやミッション・スクールの名で呼ばれる州もある)に入学しなければならない。初等・中等の義務教育段階でストレートで進級できた生徒であれば、一般的には16歳でギムナジウムに入学することになる。

ギムナジウムではタイプA(古典語専攻)、タイプB(近代語・ラテン語専攻)、タイプC(数学・自然科学専攻)、タイプD(言語・歴史専攻)、タ

イプE(経済専攻)という5種類のコースのいずれかを4年間学ぶことになる。マツーラ取得のためには校内で行われる試験で合格する必要があるが、試験科目は必須・選択を合わせて少なくとも10科目に合格する必要がある。可否の判定には授業成績も加味される。試験問題の作成と採点・判定は校内の教師が大学の教師と協力して行う。

こうしてマツーラを取得したときには年齢は19歳になる。大学入学時点では年齢が20歳であるから、日本と比べると大学就学者の平均年齢が高く、国際交流の観点からみても大学入学までの教育年限短縮がひとつの課題となっているとのことであった。

大学への進学率については専門家へのヒヤリングによると、義務教育修了者を母数にした場合、まずギムナジウム段階への進学率は20～25%という回答であった。ギムナジウムへの入口がかなり狭き門となっていることが理解できる。さらにギムナジウムを無事に卒業して大学に進学する率は、義務教育修了者の13～14%程度という回答であったから、ギムナジウムの出口までの教育的選抜もまた厳しいことが分かる。

3 ベルギーの場合

ベルギーもスイスと同じような国土面積だが、人口規模は約980万人(1988

年)と少し大きめである。しかし宗教的にはカトリックがほぼ9割を占める。政治・文化的には立憲君主制を基本としながら、南部ワロン地域(リージョン)のフランス語区(コミュニティ)、北部フランダース地域のオランダ語区、ドイツ国境近くのドイツ語区、王室および中央政府が所在しフランス語とオランダ語を公用語とする大ブリュッセル区の4つからなる複雑なる連邦制をとる。ここで紹介するのは北部フランダース地域つまりオランダ語区の大学入学の制度である。

まず国の法律や国王の勅令では、教育については基本的制度の枠組みや基本的な卒業要件などが定められ、具体的な教育制度の規定は各区の文部省の権限とされている。

フランダース地域での高等教育はスイスの場合と同様に『大学』(ユニバーシティ)セクターと『非大学』(ノン・ユニバーシティ)セクターに構造化されている。非大学には、工業技術、経済、農業、看護、社会福祉、芸術、教員養成、商船の8つの専門職業分野があり、それぞれ一般的には3年の短期コースと4年あるいは5年の長期コースが設けられている。非大学セクターには全部で163の教育機関があり、約8万人(1990年)がそこで学んでいる。

大学セクターは医学(7年)など特

別の専門分野を除き4～5年の課程である。大学数は少なく、全部で9校である。うち3つが大規模総合大学(公立は1校)で残りの6校は小規模校である。そこで学ぶ学生は約5万5千人(1990年)である。この数字をスイスの場合と比較してみると、大学セクターへの参入者についてはかなり抑制的な政策を採っていることが理解できる。

大学への入学はオープン・アドミSSIONの原則に従って、大学はすべて後期中等教育課程の修了証(Secondary School Certificate)を持つ生徒を入学させねばならないし、かつ生徒の志望する専門分野に受け入れなければならない。ただし例外措置として、工学分野については志望者に数学の試験を課すことが認められており、成績によっては受入れを拒否することができる。

ところで義務教育は6歳から始まり、最低15歳までは正規(フルタイム)の義務教育期間として拘束され、人によっては最高18歳までパートタイムの義務教育として延長できる。中等教育修了証は6年間の初等教育の後、13歳で6年制の中等学校に入り、4年間の前期課程、つづいて2年間の後期課程を修めて18歳で取ることができる。

中等学校は前期課程の後半2年間から、アーゾー(ASO、普通教育コース)、テーゾー(TSO、技術教育コース)、ガイゾー(KSO、芸術教育

コース)、ベゾー(BSO、職業教育コース)の4種類に分化していく。どのコースを専攻しても後期課程で中等教育修了証を取得すれば(ただし職業教育コースでは更に1年間の準備教育が必要となるので実質的には大学セクターへの入学は困難であるといえる)、非大学セクターのみならず大学セクターへの『入場チケット』が手に入ることになる。

しかしながら、中等教育の修了証を取得するまでに厳しい教育的選別があり、例えば最終学年に到達する比率は同年齢集団の6割以下であるといわれている。しかも1990年では『大学』セクターへの進学率は18歳人口の14~15%(約2万人)であるから、『入場チケット』の入手がどれだけ困難かが推察できよう。

結び

両国とも大学入学においてオープン・アドミッションの原則を真摯に適用しようと努力している国であるといえるが、スイスよりはベルギーのほうが徹底しているという印象をもった。

オープン・アドミッションの原則と現実との関係、そしてその将来の動向を尋ねてみると、両国の関係者ともにその原則は基本的には維持したいという回答であった。その原則の中で、スイスでは医学、薬学、心理学など特定

の専門分野から部分的に入学制限策(ヌメルス・クラウサス)を導入して、適性テストやマツウラ成績や面接などの多様な基準で選抜する方法を提案中とのことであった。ただし、そのためには各州の法律改正が必要なので実現までにはかなり時間がかかるだろうとの観測であった。

ベルギーではあくまで入学制限策は導入せず、むしろ中等学校や大学側のガイダンスの強化や、あるいは入学1年後にスクリーニングのための試験を行って乗り切る方向であった。ちなみに、大学の専門分野によっては新入生の50%を1年後にふるいにかけるという、日本の実情から考えると驚くべき話もあった。教育場面での選抜は厳しくても構わないというメンタリティーが社会的に受容されていると考えれば納得がいくのであるが、実際のところはどうかであろうか。

最後に『大学』セクターへのオープン・アドミッションの原則に関して強調しておきたいことが1つある。これまで紹介してきたオープン・アドミッションの核は、中等普通教育でどのような専門コースを学んだかによらず、大学のどの専門分野にも平等に入学が許されねばならない、ということであった。これは言い換えれば、少なくともヨーロッパ的なオープン・アドミッションでは、中等教育の専門コースの構

造や大学での専門分野の構造にディペンドしない一般的能力を評価しようとしてきたと考えることができる。

その一般的能力を、両国は共に『知的成熟』(Intellectual Maturity)という概念で表現していた。これは学習の目標としてみれば、「狭く深く」という方向よりは「広く浅く」という方向に近い概念であると思う。また中等普通教育で行われるコース分化の結果を等価に評価するという基本姿勢が表れた概念でもあると考える。

日本などセレクティブ・アドミッションの制度を採る国では、ややもすると教科数だけの論議に終始して『知的成熟』のような概念による入試の能力論は展開されない傾向がある。身体的成熟、精神的成熟、社会的成熟という成長・発達にかかわる心理学的概念との関係とも近い『知的成熟』の概念は、入学者選抜の文脈における適切な能力観の問題について新たな刺激を与えてくれるように思われる。